

審査基準整理票

処 分 名	せり人の登録		
根拠法令名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項) 第12条第1項	
基準法令名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項) 第12条第4項	
所 管 部 署	産業観光部公設地方卸売市場		
標準処理期間	30 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 せり人登録及び登録更新に関する取扱要領 】 ・掲載図書等【 大津市公設地方卸売市場業務取扱要領 】 ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>市長の行う登録を受けている卸売業者のせり人で、大津市公設地方卸売市場条例第12条第4項各号に掲げる事由に該当しないものであることを基準とする。その細目は、せり人登録及び登録更新に関する取扱要領に定めるとおりとする。なお、当該要領を記した掲載図書は、所管部署において備え置く。</p> <p>参 考</p> <p>〔根拠法令〕 (せり人の登録)</p> <p>第12条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人(以下「せり人」という。)は、当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の登録の申請があった場合は、次項の規定により登録を拒否するときを除き、登録申請書を受理した日から起算して30日以内にせり人登録簿に次の各号に掲げる事項を登載し、速やかにその旨を登録申請者に通知するとともに、登録を受けたせり人に対し、規則で定める登録証及び記章を交付するものとする。</p> <p>(1) せり人の氏名及び住所</p> <p>(2) 登録年月日及び登録番号</p> <p>4 市長は、登録の申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その登録をしてはならない。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p>			

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

(3) 第14条又は第70条第6項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者

(4) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの役員若しくは使用人

(5) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者

(6) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

5 市長は、前項第5号の経験又は能力の有無の認定のため、規則の定めるところにより、試験を行うものとする。

6 第1項の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年間とする。ただし、初めて登録を受ける者の登録の有効期間、第14条又は第70条第6項の規定により登録の取消しを受けた者の当該取消し後の最初の登録の有効期間及び同項の規定により業務の停止を命ぜられた者の当該停止後の最初の登録の有効期間は、3年間とする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。